

2

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 410.0億円（310.0億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー対策課
03-3501-9726

事業の内容

事業の概要・目的

- 事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新を支援します。
- 具体的には、工場・事業場における高効率設備への入替や製造プロセスの改善等の既存設備の省エネ改修により省エネ化を行う際に必要となる費用を補助します。
- また、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を用いた省エネの取組や電力のピーク対策についても支援対象に追加します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



○補助対象者

全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

○補助率

【省エネ設備導入支援】

- ① 単独事業 1/3以内
- ② 連携事業 1/2以内
- ③ EMSによる管理事業 1/2以内

【ピーク対策支援】

- ① 単独事業 1/3以内
- ② EMSによる管理事業 1/2以内

事業イメージ

【省エネ設備導入支援】

- 高効率設備への入替や既存設備の省エネ改修を支援します。

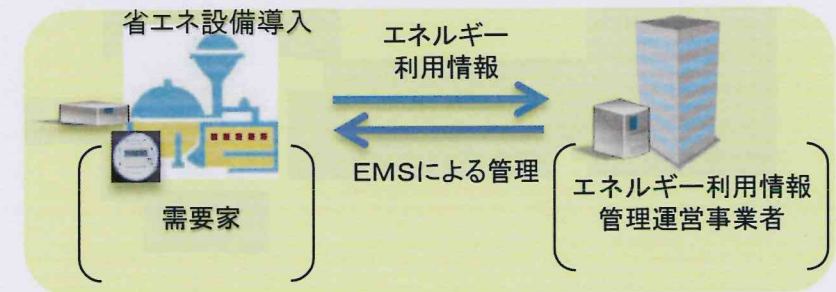
高効率コンプレッサー



最新型ターボ冷凍機



- また、電力のピーク対策を実施する事業者や、「エネルギー利用情報管理運営事業者」を経由することで効率的・効果的な省エネを実施する事業者を支援します。



(参考 平成25年度)

実施機関：一般社団法人環境共創イニシアチブ <http://sii.or.jp/cutback/first.html>

(天然ガス)一般社団法人都市ガス振興センター <http://www.gasproc.or.jp/ngas/main.html>

公募期間：H25.5.22～H25.6.21